

第2節 学校

（4階以上に設ける教室等の禁止）

第12条 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、4階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

〔解説〕

1 本条は、小学校又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児童、生徒等を収容する室については、4階以上の階に設けることを禁止したものである。

平成27年12月16日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第421号）」の制定による建築基準法施行令改正により、義務教育学校の前期課程について小学校と同様の規定が適用されることとなった。これを踏まえ、この条例にも本規定が適用される。

2 ただし書は、知事が当該建築物の避難施設、消火設備等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、小学校の4階以上の階に教室等を設けることができることとしたもので、次に掲げる事項を踏まえ、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

- ・4階以上の階に設けられる児童を収容する室の用途は、特別教室又は高学年児童の使用する一般教室とするものであること
- ・その棟の居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、また、廊下、階段、その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること
- ・4階以上の階においては、教室等の各部分から階段までの距離が30メートル以内となるように直通階段を設け、端部に設ける直通階段は原則として屋外避難階段であること
- ・避難上有効なバルコニーを設けたものであること（またバルコニーからの児童の転落防止には十分な配慮をしたものであること）
- ・消防法第17条の規定による消防設備等の設置及び維持の基準を満足するもののほか、消防法施行規則第31条の基準に適合する連結送水管を設けたものであること
- ・使用するカーテン等は消防法施行令第4条の3第4項に規定する防災性能を有するものであること

（木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離）

第13条 木造建築物等である校舎（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第136条の2第1号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（避難上有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。）までの距離は、2メートル以上としなければならない。ただし、当該隣地境界線から2メートル未満の距離にある当該校舎の本屋の外壁の部分が準防火性能を有するものである場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

〔解説〕

- 1 本条は、耐火建築物、準耐火建築物、政令第136の2第1号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの以外の木造建築物等である校舎について防火上、安全上の観点から校舎の本屋と隣地境界線との間には一定の距離が必要となる旨を規定したものである。
ここでいう木造建築物等とは、法第23条によるものであり、主要構造部の法第21条第1項の政令第109条の4で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたものをいう。
- 2 必要となる距離は2メートル以上であるが、ただし書の規定により、当該隣地境界線からの距離が2メートル未満の部分の外壁が法第23条に定める準防火性能を有し、かつ避難上支障がなければこの規定は適用されない。